

2	<p><b>教育基本法 第1条（教育の目的）</b></p> <p>教育は、（ A ）を目指し、平和で（ B ）な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに（ C ）な国民の育成を期して行われなければならない。</p>	□□□
3	<p><b>教育基本法 第2条（教育の目標）</b></p> <p>教育は、その目的を実現するため、（ A ）を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。</p> <p>一 幅広い知識と教養を身に付け、（ B ）を求める態度を養い、豊かな情操と（ C ）を培うとともに、健やかな身体を養うこと。</p> <p>二 （ D ）の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、（ E ）を重んずる態度を養うこと。</p> <p>三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、（ F ）の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。</p> <p>四 （ G ）を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。</p> <p>五 （ H ）と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。</p>	□□□
4	<p><b>教育基本法 第4条（教育の機会均等）</b></p> <p>① すべて国民は、ひとしく、その（ A ）に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、（ B ）、性別、社会的身分、（ C ）的地位又は門地によって、教育上差別されない。</p> <p>② 国及び地方公共団体は、（ D ）のある者が、その（ D ）の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。</p> <p>③ 国及び地方公共団体は、（ A ）があるにもかかわらず、（ C ）的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。</p>	□□□

11	<p>( A ) は、幼稚園 (Kindergarten) の創始者として知られる。彼は、その著書『人間の教育』(1826年)の中で、「すべてのものの中に、神的なものが、神が、宿り、働き、かつ支配している。」と述べて、「( B ) 論」に立ち、子どもの中に宿る ( C ) を開発することこそ教育の本質であるとした。彼は、子どもの発達における遊びの役割を重視し、子どもが遊びに熱中できる遊具として「( D )」を考案したほか、詩と歌と遊戯を内容とする母親のための教科書『母の歌と愛撫の歌』(1844年)を著した。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
12	<p>1810年、ドイツの「宗教及び公教授局」の局長であった ( A ) は、近代的大学の模範として名高いベルリン大学を創設した。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
13	<p>フランス革命期の教育思想家である ( A ) は、単線型の学校体系、すべての公立学校の無償制、男女平等・共学の教育などを主張し、「近代公教育のパイオニア」といわれている。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
14	<p>1837年にアメリカのマサチューセッツ州教育長に就任した ( A ) は、公立学校制度の整備と振興に尽力し、1852年には、最も早く8歳から14歳の就学義務制を実施した。彼は、アメリカにおける「( B )」とよばれる。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
15	<p>デューイ (Dewey, J.) は、教師や教科書が中心となり、子どもが教え込まれる客体となる ( A ) に対して、子どもの興味や関心などが中心となり、子どもが学習や活動の主体となる児童中心主義の教育、いわゆる ( B ) を提唱した。彼が提唱した反省的思考に支えられた学習法は、今日の問題解決学習へとつながっている。</p> <p>彼は、教育を ( C ) の再構成であると捉え、シカゴ大学に附属の実験学校を開設し、子どもの作業活動と社会的生活 ( C ) の広がりを中心とする教育実践を行った。</p> <p>彼の主な著書として、『( D ) と社会』(1899年)、『民主主義と教育』(1916年) などがある。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
16	<p>( A ) は、イタリアで最初の女性医学博士であり、ローマのスラム街に設立された「子どもの家」で、3歳から7歳までの子どもを対象に、「( A ) ・メソッド (( A ) 法)」とよばれる教育理論を実践した。彼女は、感覚教育を重視し、子どもの精神的集中のための環境を整えることが重要であると考え、「( A ) 教具」とよばれる一連の体系的な教具を開発した。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

10	<p>( A ) は、江戸時代の町人社会における実践哲学である  <small>せきもんしんがく</small>                  石間心学を創始した。</p>	□ □ □
11	<p>( A ) は、江戸時代の農民生活の指導者として、子どもの発達過程に即した教育の在り方を説いた。子どもの心と身体の成長を「実植えしたる ( B )」「二葉極りたる頃」「萌したる才智の芽のふき出」など ( B ) の生長にたとえた。</p>	□ □ □
12	<p>( A ) は、幕末期に農政学者などとして活躍し、わが国で初めて保育施設の設定を提唱した。彼は、( B ) と同時代人でもあることから、「日本の ( B )」ともよばれる。その著書『垂統秘<small>すいとうひ</small>録』の中で、今日の乳児院、保育所、幼稚園に相当する施設を構想しており、これらをすべて公費で運営すべきであると考え、当時としては先進的な教育理論を展開した。</p>	□ □ □
13	<p>( A ) は、明治時代の政治家であり、1885（明治18）年に発足したわが国の内閣制度における初代内閣総理大臣である。彼は、富国強兵のためには教育の役割が重要であるとし、明治初期にしばしば教育に関する発言をした。</p>	□ □ □
14	<p>( A ) は、わが国の初代文部大臣である。彼は、国家や社会の発展が先決であり、その目的のために教育が重要な役割を果たすという国家主義的な教育観に立ち、( B ) があって ( C ) があると考えていた。この考え方は、その後の日本の教育を方向づけることになった。</p>	□ □ □
15	<p>( A ) は、幕末・明治期の代表的な啓蒙思想家・教育家の一人であり、慶應義塾の創設者である。その著書『( B )』の冒頭で、「天は人の上に人を造らず、人の下に人を造らずと言えり。」と述べて、従来の身分制社会を否定し、学問の機会が平等でなければならないことを主張した。この思想は、わが国の公教育制度の始まりとなる「学制」の成立に多大な影響を与えたといわれている。彼は、教育のあり方として、( C ) があって ( D ) があると考えていた。</p>	□ □ □
16	<p>( A ) は、保育を戸外で展開する露天保育を提唱し、1922（大正11）年に「( B )」を設立した。「( B )」では、大自然の中で子どもを遊ばせるため、子どもを自動車で郊外に連れ出して露天保育を行った。彼は、子どもの自主性を何よりも重要視した。</p>	□ □ □

<p>2</p>	<p>第4期教育振興基本計画においては、「2040年以降の社会を見据えた（ A ）な社会の創り手の育成」、「日本社会に根差した（ B ）の向上」という総括的な基本方針の下、以下の5つの基本的な方針を定めている。</p> <p>① （ C ）化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成</p> <p>② 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す（ D ）の実現に向けた教育の推進</p> <p>③ 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進</p> <p>④ 教育（ E ）の推進</p> <p>⑤ 計画の実効性確保のための基盤整備・対話</p> <p>（第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日 閣議決定）：ダイジェスト版 p 54・55）</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
<p>3</p>	<p>（ A ）は、デジタル化でサービスや業務、組織を変革することを指し、例えば教育データに基づく教育内容の重点化と教育リソースの配分の最適化が該当する。</p> <p>（第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日 閣議決定）：ダイジェスト版 p 58）</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>
<p>4</p>	<p>いじめの早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し、（ A ）を実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、児童生徒が悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。</p> <p>パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における（ B ）を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが必要である。</p> <p>（「学校における「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント」（平成25年10月 文部科学省）</p>	<p><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/><input type="checkbox"/></p>